

令和7年度 第2回文京区地域福祉推進協議会障害者部会 議事録

日時 令和7年8月5日（火）午前10時00分から午前12時02分まで

場所 文京シビックセンター3階（障害者会館AB会議室）

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 実態・意向調査における量的調査設問項目案について 【資料第1-1号～1-5号】

(2) 障害者・児計画（令和6年度～令和8年度）の進捗状況について

【資料第2-1号、第2-2号】

3 その他

<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 部会長、谷田部 優 委員、清水 健譽 委員、山口 恵子 委員、武長 信亮 委員、
泉田 信行 委員、住友 孝子 委員、大井手 昭次郎 委員、紺野 ひでこ 委員、渡部 睦 委員、
向井 崇 委員、皆川 譲 委員、知念 早苗 委員

欠席者

平井 芙美 委員、米倉 かおり 委員、市川 敦 委員、若狭 佑子 委員

<事務局>

出席者

奥田幼児保育課長、市川保健対策担当課長、山岸教育指導課長、木内教育センター所長、
永尾障害福祉課長

<傍聴者>

1名

障害福祉課長：皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、本日の第2回の障害者部会を開始いたします。まず、高山先生のほうから、ご挨拶等、よろしくお願いいたします。

高山部会長：おはようございます。お暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。

今日は第2回ということでの障害者部会でありますけれども、今日は議題が二つありまして、実態・意向調査における量的調査のほうですね。量的調査と質的調査もありますけれども、今日は量的調査の設問の項目案について、ご審議いただきたいということが一つです。

もう一つは、令和6年度から令和8年度までの障害者・児計画の進捗状況についてということで、これも話したいと思っておりますので、今日もよろしく、どうぞお願いいたします。

それでは早速、入っていきたいと思いますが、まず、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

障害福祉課長：改めまして、障害福祉課長の永尾と申します。本日もよろしくお願いいたします。

まず、本日の出欠状況でございますが、欠席のご連絡をいただいておりますのが、市川委員、若狭委員、平井委員、米倉委員の4人の方から欠席のご連絡をいただいております。幼児保育課長の奥田が公務で少し遅れるというご連絡をいただいております。

次に資料の確認になります。事前にお送りしているものとしまして、本日の次第、実態・意向調査の5種類の調査票に当たる資料第1-1号から1-5号、それと障害者・児計画の令和6年度実績に当たります資料第2-1号、障害者・児計画の実績の進捗状況に当たる資料第2-2号となります。

皆さん、お手元のほうには間違いなく渡っていますでしょうか。

では、高山先生、進行の程よろしくお願いいたします。

高山部会長：それでは、本日の予定について、これも事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：本日の議題は、主に2点となります。

1点目は、先ほど高山先生からもお話がありましたとおり、今年の10月に実施を予定しております障害者（児）実態意向調査の量的調査、アンケート調査について、5種類の調査票を対象者の方にお配りをする予定になっております。

本日は、そのアンケート調査の案を作成して、皆様に事前にお送りをしておりますので、後ほどご説明、お示しをさせていただきますので、ご意見をいただければと考えております。

2点目は、現行の障害者・児計画に位置づけております計画事業について、令和6年度の進

捗状況について概要をご報告させていただきます。

現行の障害者・児計画は、令和5年度の障害者部会において検討を行い、策定されたものとなっておりますので、その計画の進捗状況についてチェックを行うという趣旨で進めさせていただければと思います。

以上2点について、本日はご議論いただければと思います。本日の予定のご説明は以上となります。

高山部会長：ありがとうございます。それでは、議題に入りたいと思います。

議題(1)ですが、実態・意向調査における量的調査の設問票案についてということで、これも事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料の説明に入ります。

資料第1-1から1-5号について、順々にご説明をさせていただきます。

こちらの資料につきましては、5種類の調査票、「在宅の方向け」「18歳未満の方向け」「施設入所者向け」「サービス事業所向け」「長期入院施設向け」の5種類の調査票の案となっております。

4月末に実施しました第1回障害者部会と、5月に実施しました第1回地域福祉推進協議会において、本調査の設問骨子についてお示しをして、その際にいただいたご意見等を踏まえて、今回の調査票案を作成させていただいております。

それでは、こちらの調査票（案）に沿ってご説明をさせていただきます。

全体としましては、実態・意向調査の重要な役割として、経年で変化を読み取るということがございますので、基本的にはこれまでの調査項目をベースとしつつ、本部会や地域福祉推進協議会でのご意見を踏まえて設問の追加、選択肢の修正等を行っております。

これからのご説明につきましては、前回から変更を行った設問や新規の設問を中心に、行わせていただきます。

それでは、まず、資料第1-1号の「在宅の方」向けの調査について、ご説明をさせていただきます。

調査票の5ページの間2「本人の年齢」についてになります。

こちらについては、前回調査時は10月1日現在の満年齢を記入していただいておりますが、特に18歳未満の方の調査においては、やはり10月1日ですと同じ学年のお子さんが年齢で分かれてしまうというところがありますので、学年を分かりやすくするために、4月1日現在の満年齢を記載していただくように変更しております。

こちらの変更につきましては「在宅の方」向けの調査票以外のほかの調査票についても、同じ修正をさせていただいております。

続いて、調査票6ページの間6-1「発達障害の診断名」について、こちら障害の名称を一部修正させていただいております。

次に調査票の8ページ、問11「必要とする医療的ケア」について、前回あった服薬支援という選択肢を削除しております。

続いて、問12、8ページのところになります。「特別な支援や配慮の必要性」について、新規の設問として追加をしております。

前回の部会で、骨子についてお示しをさせていただいた際にご説明をしましたが、現行の障害者・児計画の中でも、新しい成果目標として、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実というところを挙げておりますため、今回の調査票で新しく設問を設け、ほかの設問とクロス集計をかけることで、そういった方のニーズを把握したいという意図で新設をしております。

また、設問の追加に当たりまして、注釈2としまして「特別な支援や配慮の必要性」についての説明も追加をしております。

次に10ページの間16「主な介助者の就労状況」について、こちらの設問も追加をしております。

こちらにつきましては後ほどご説明をしますが、18歳未満の調査票において、父親と母親の就労状況についての設問を追加しておりますので、18歳以上の在宅の方の設問についても、併せて追加をしております。

続いて、11ページの間18「日常生活での困り事」、こちらの設問については、選択肢の15「自分に合わせた情報を集めるのが難しい」、16「情報を集める集中力が維持しにくい」を追加しております。

こちらは前回の調査のときに、「特にない」という選択をされた方が一定数いらっしゃったということを受けまして、選択肢に少し幅を持たせ、回答しやすくするため追加をしております。

続いて、同じページの間19「困った際の相談相手」、こちらは選択肢の23「地域活動支援センター」と、24「訪問看護師」、25「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」を追加しております。

次に、13ページの間22「地域で安心して暮らすために必要な施策」、こちらの設問につい

ても選択肢の18に「文化芸術活動の充実」を追加しております。

続きまして、14ページの間23「障害福祉サービス等の利用状況、満足度」について、Cの欄に記入していただくサービス等への不満の選択肢として、5の「利用時間が短い」を追加しております。

同じ間23の、ページとしましては15ページのサービス名のところ、こちら、本年度10月から開始されます「就労選択支援」を選択肢6として追加しております。

続いて、22ページの間28「平日の日中の過ごし方」について、選択肢の5と6「パート・アルバイトなどで働いている」の選択肢に他の就労形態と同様に、職場への障害の開示の有無を追加しております。

次に23ページ、間28-4「仕事をする上での困り事」について、選択肢の5「休憩を自分のタイミングで取れない」、6「休憩時間中に何をしても良いか分からない」、10「職場の支援者の異動により支援が変わってしまうことがある」を追加しております。

こちら、前回調査時に「特になし」を回答された方が一定数いらっしゃったため、選択肢の細分化を図っております。

続いて24ページ、間28-6「福祉施設利用後の困り事」について設問を新設しております。こちらは、骨子作成の際に前回の部会でもご説明しましたとおり、障害のある方の夕方の居場所に関するニーズについて把握をするために追加をしております。

続いて、27ページの間33「文化芸術活動への参加頻度」と、間33-1「参加していない理由」について設問を新設しております。また、設問の新設に当たりまして、注釈3としまして、文化芸術活動に関する説明を追加しております。

次に28ページ、間36「グループホームへの入居希望」と、間36-1「希望するグループホームの所在地」について設問を新設しております。

こちら、前回の部会で骨子のご説明をさせていただきましたとおり、グループホームのニーズがかなり多いものですので、ニーズをより詳しく把握するために追加しております。

続いて31ページの間40、こちら、前回の調査時の際には、地域に求める合理的な配慮を記入していただく設問となっていたのですが、今回は、これまでに感じた差別や合理的な配慮の不提供についての内容と、それに対して当事者として求める対応を、より具体的にご記入いただく設問内容と変更しております。

以上が、在宅向けの調査票のご説明となりますので、一旦、ここで説明を区切らせていただきます。

高山部会長：ありがとうございました。

今、説明がありましたけれども、何かご質問、ご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

向井委員：向井です。ありがとうございます。

6ページの発達障害の診断名、新しく作っていただいたということだったんですけど、1番は「自閉スペクトラム症」になっているんですけど、2、3のところは最新だと、注意欠如・多動症とか限局性学習症という形、医学用語に1番が統一されているのだとすると、医学用語にするのか、あるいは行政用語という形で。

これまで「学習障害」という名前も残っているので、この辺りがちょっと。もし、一貫性という意味では、ちょっと検討されるといいのかなと思ったので、その点だけお願いします。

高山部会長：そうですね。

これ、発達障害者支援法がありますよね。支援法の中に記載されているものでよろしいんじゃないかなと、ちょっと思ったのですけれども、また検討させてください。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。50問近くあるんですよ、やっぱりね。ということなのですけれども。

どうぞ。

泉田委員：公募の泉田です。

外形的な話なんですけど、22ページの間28だと、選択肢を選んだら次の設問への誘導があるんですけど、例えばほかのページで、9ページの間13とかはなかったり、割とばらついているので、ちょっとこれは整理していただいたほうがいいのかというところが一つと。

あとは、先ほどの6ページの間6-1の下の間6-2で「病名等をお答えください」と書いてあって、回答欄に「疾病名」と書いてあるのが、ちょっと気になるというところが一つと。

あとは、サービスの満足度のところの設問で、11「その他」と選択肢があって、括弧内に書きたい人は、この11カンマで、その後ろに細かい字で書くという感じでよろしいのでしょうかね。意図としては、という。

以上です。

障害福祉課長：ありがとうございます。調査票のつくりとしては、今、泉田委員のほうからお話がありましたように、統一感を持って作ったほうが良いと考えておりますので、その辺り、全体的な部分をもう一度、しっかり見直した上で調査票としては仕上げていければ

と思います。

「その他」のところなのですけれども、実際の紙ベースで調査のほうを回答していただく際は、余白なんかも使っていただいていた方がいいのかなと思っておりますし、あと、インターネットで回答される方は、直接、フォームに打ち込んでいただくという形になりますので、その記載の部分はそれほど、特にインターネットの場合は気にならないのかなとは思いますが。

確かに、ここの「その他」の欄だけで回答しようとする、なかなか難しいと思いますので、注釈なんかもつけられるかどうかというところは検討したいと思います。ありがとうございます。

高山部会長：あと、問6-2の「病名」か「疾病名」というところは、いかがですか。

障害福祉課長：そうですね。どちらかに、統一をしたいとは思っております。ありがとうございます。

高山部会長：ありがとうございます。

では、どうぞ。

知念委員：ご説明、ありがとうございます。

すごく細かな部分なのですけれども、31ページの間40、新設してくださった設問で、「あなたが、これまでに感じた差別や合理的配慮の不提供についての内容」を自由記述する部分なのですが。

これは問39と同様に、この地域で感じたものなのか、それとも、例えば帰省先、遠方だったり旅先であったり、何かそこで感じたものも書いてよいのか、ちょっと自分が書くときに分かりづらいなと思ひまして、質問させていただきました。

障害福祉課長：ありがとうございます。

この設問の趣旨としては、特に文京区内に限らず、障害のある方が、こういった差別ですとか合理的配慮の不提供というのをどういう場面で感じたのか、あるいは、そのときにどういう対応をしてほしかったのかというところを広く、やはり収集したいという趣旨になります。

特に文京区内に限定されずに回答いただくという形になるのですけれども、その部分が分かりにくいということであれば、調査票の注釈ですとか、そういったところで工夫をできればと思います。ありがとうございます。

知念委員：ありがとうございます。

高山部会長：問40の、今のはすごく重要なところで、僕の意見は、むしろ文京区と限定したほうがいいのではないかという感じがするのですね。

そういう意味では、その中に、調査項目には、計画に落とし込むことなんかもできる可能性も出てくるわけなので、全体になってくると、何となく、それも全体でもいいのですけれども。

例えば文京区内に限定して、これは文京区の調査の計画のためのものでありますから、文京区でのほうが、文京区独自の、こういう合理的配慮の不提供みたいなものが出てくるほうが、逆にいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

だから、逆に言うと、この問40に「区内で」ということを入れれば、はっきりしてきますよねということになるわけですね。そういう意味では、いろんな帰省をされたり、いろんな地域に行ったりしたときに、こういうのがあるということというのはあることは事実だと思うのですけれども。

それが来年度、計画を立てるプロセスの中に、その意見というものがどういうふうに反映されるのかというのは、ちょっと曖昧になる可能性があるのですが、文京区の中であったことに関しては、何か反映することができる可能性があるんじゃないかなと、そう思うからなのですけれども、いかがでしょうか。

大井手委員：趣旨からして、限定したほうがいいんじゃないですかね。

高山部会長：どうですかね。いかがですか。

知念委員：おっしゃるとおりだと思います。

やっぱり、ここで書いたことをこれからの施策に反映していただけるとありがたいし、広く聞いた場合は、ほかの地域ではこういう困り事があって、それはこの文京区内では、とてもよい状況で配慮してくださっているなということもあるので、それを把握できるという利点はあるのですけれども。

でも、施策に生かすという点を強めるには、文京区内に限定したほうがいいと、私も思いました。

高山部会長：じゃあ、その方向性でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかには、いかがでしょうか。

そうしましたら、またここに帰ってきても構いませんので、次のところとも連動してきますのでということで、次のところの「18歳未満」ですか、進ませていただいて。またこちらへ帰ってきても構いませんので、ご意見、ご質問していただきたいと思います。

じゃあ、次のところを説明していただきまして、進めたいと思います。

障害福祉課長：それでは、続きまして資料第1-2号「18歳未満の方」向けと、資料第1-3号「施設入所者」向けの調査票、こちらの二つについて続けてご説明をさせていただきます。

なお、先ほどご説明させていただきました「在宅の方」向けの調査票と同じ修正をさせていただいた箇所については、説明は省略をさせていただきます。

それでは、まず、資料第1-2号「18歳未満の方」向けの調査票についてご覧ください。

まず、5ページの間5「父親の就労状況」、間6「母親の就労状況」について設問を新設しております。

こちら骨子作成の際に説明をさせていただいたとおり、障害のあるお子さんの保護者の育児と仕事の両立の状況の把握を行うため、子育て支援計画の実態調査と合わせる形で追加をしております。

続きまして、11ページ、間18「日常生活で困っていること」について、こちらは選択肢の15「パニック、自傷、他害が頻発する」を追加しております。

次に、13ページの間21「地域で安心して暮らすために必要な施策」、こちらについては選択肢の25「18歳以降の居場所」を追加しております。

続いて、14ページの間22「保護者の方の子育てに関する感じ方」、こちらの設問を新設しております。前回の部会の際にもご説明しましたとおり、こちらは子育て支援計画の実態調査と合わせる形で設問の追加をしております。

続いて、同じページの間23「保護者の方の悩み、不安」、こちらについては選択肢の18「すぐに相談できる人がいない」を追加しております。

続いて、21ページ、間25「障害児通所支援等の利用状況及び満足度について」、こちらは利用されているお子さんも多いことから、子ども家庭支援センターで実施をしているサービス名としましては、(6)その他の項番3「子どもショートステイ」を選択肢として追加をしております。

次に23ページ、間28「セルフプランとした理由」について、こちら選択肢の6「障害児支援利用計画を作成するメリットが感じられなかったため」を追加しております。

続いて、同じページの間29「障害児通所支援等のサービスを利用しない理由」について。

選択肢の2番「利用したいサービスがないから」というのが、前回の調査票ではあったのですが、こちらの調査票では、「利用したい活動内容の施設がないから」に修正をしております。また、選択肢の6番「施設までの移動手段がないから」を追加してお

ります。

次に、24ページの間30「主な通園・通学先」について、選択肢17「通信制高校」を追加しております。

続いて、25ページ、問31「通園生活等で困っていること」、こちらの小学校入学前の方と26ページ、問33「通学生活等で困っていること」、これは学校在学中の方、こちらについて、いずれも選択肢の8番「子育てと仕事の両立が難しい」を追加しております。

続いて、同じ26ページの間34「放課後や長期休業中の過ごし方」と、27ページの間35「放課後及び長期休業中の過ごし方の希望」について、いずれも選択肢としまして、児童館に関する選択肢のほうを追加しております。

同じく27ページの間36「放課後や長期休業中の困り事」についての設問を新設しております。こちらは、先ほどの問34と35において、放課後や長期休業中の過ごし方、過ごし方の希望についてご質問しておりますが、より丁寧に学校等にいる時間以外のニーズを把握するために、設問を新設しております。

以上が「18歳未満の方」向けの調査票になります。

続きまして、「施設入所の方」向けの調査票について、ご説明いたします。資料第1-3号をご覧ください。

こちらの調査票につきましては、修正点は少ないですが、まず、8ページの間11「施設入所の理由」ですね。

こちらについては、選択肢の12に「日々の生活に見通しが立ち、落ち着いて過ごせるため」、選択肢の13に「刺激や変化が苦手なため、静かな環境で過ごすのを希望したため」を追加しております。

こちらにつきましては、より回答していただきやすくするために、新たな選択肢の追加を行っております。

続いて、10ページの間17「休日の過ごし方」について、こちらの設問については、選択肢の11「施設でくつろぐ」を追加しております。

次の問18「外出の頻度」に関する設問については、設問に括弧書きしましたが、「日中活動先での外出も含みます」というところを追加して、より回答していただきやすくするよう、修正をしております。

以上が「18歳未満の方」向けの調査票と「施設入所の方」向けの調査票のご説明となります。一旦、ここで区切らせていただきます。

高山部会長：「18歳未満」、それから「施設入所の方」ですね、今、説明いただきましたが、これも皆様からご意見、あるいはご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、住友委員。

住友委員：肢体不自由児・者父母の会の住友と申します。どうぞよろしく願いいたします。施設入所のことで、ちょっとお伺いしたいのですが、これは、配布先は施設になるのでしょうか。

それで、そうしますと、区内と地方と、いろいろ施設があると思うのですが、回答する人が、本人ができない場合は、施設の職員が主になるのかなとは、ちょっとこの内容を見ると思うのですが、質問の内容について、障害者本人が答えられる部分は、もちろん補佐も含めて回答できると思うのですが。

また、自分の思いを伝えられない、ちょっと重度の方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方に対しての思いをどこまで酌み取って、このアンケートを出せるのかなと、回答を出せるのかなというのが、ちょっとどうなのかなという思いがちょっとあります。

本人、施設の職員では分かりにくい内容が結構入っているのかなと、この内容を見ると思いますので、その辺は、どのようにしていただいたらいいのかなというのを、ちょっとお聞きしたいと思いました。

障害福祉課長：ありがとうございます。

まず、施設入所の方の調査票の送付先なので、施設の住所にお送りをさせていただく形になります。

回答者の部分は、確かにご本人の状況がそれぞれ違いますので、ご自身でどこまで回答できるかというところは、お一人お一人違うのかなと思います。

その部分は、この調査票の趣旨としましては、やはり今、住友委員がおっしゃられたように、ご本人のお気持ちや希望など、そこをどこまで酌み取って、この調査票が回答されるのかというところが一番重要になります。

ご本人が難しい質問については、日々ご本人とコミュニケーションしながら支援をしている施設の方が、ご本人のお気持ちを代弁するという形になるのかなと思っております。

ただ、施設の方が答えにくい質問なんかも当然あると思いますので、そこは、ご家族の方と施設の方とコミュニケーションを取っていただいて、ご家族の方にも、サポートしていただくという形になるのかなと思います。

あるいは、施設によっては、ご家族の方が比較的頻繁にご本人のところに行っていらっし

やるというケースもあると思いますので、そういうケースは逆に施設の方ではなくて、ご家族の方が中心にご本人のお気持ちを代弁するというケースもあるのかなと思っております。

今回、いわゆる質的な調査、インタビュー調査というところで、区内のリアン文京のほうも対象になっておりますし、東京都外の、いわゆる都外施設と呼ばれている施設のほうも、前回調査よりも、調査の対象を広げて実施をしておりますので、そういったところから、ご本人のお気持ちというところも酌み取っていただければと考えております。

高山部会長：よろしいですか。

これはもう、ずっとこの議論を委員中心にやっていただきました。これ、限界がやっぱりあるものなんですよというところで。

そういう意味では、誰が記入したかということは明確にさせていただくと、いろいろ分析ができていくかもしれませんねということですよ。

僕はね、本当はこれ、後見人はやるべきだと思いますね。成年後見人がついていたら、本来、後見人はやらなきゃいけないんですよ、ということであるはずなんですよ。

施設のサービスをチェックするというのが、あるいは施設の、あるいは利用者の方の、入所の利用者の方の意思というか確認するということは、すごく大事なので。後見人、あるいは家族、職員になると思うんですけどね。

ほかには、いかがでしょうか。

今回、今ありましたように、文京区はもう一つ、質的調査というのを併用しているのですが、私のゼミの学生と志村ゼミの学生が、今回、精神障害の方と、それから知的障害の方、合計で100名以上、100名近くの方々をインタビュー調査して、反映させていきたいなと思っていて。

その中に、いわゆる都外施設の方を4名、秋田と栃木と山梨と、もう一個、どこでしたっけ、まで行って調査をします。そのうちの二人は、前回は調査に関わった人なんですけれども、経年変化も少し見られるかなということなんですけどね。

そういう意味では文京区は、なるべくご本人に肉薄できるような調査というものを、今、考えてきているというところにありますけれども、少し限界があるかもしれませんねということですよ。

ほかには、いかがでしょうか。

知念委員：ご説明、ありがとうございます。すみません、3点ほど質問等なんですけど。

まず、14ページ目の問23ですね。3番に「他の家族の協力が少ない」とあって。ちょっと

細かい部分なんですけれど、ほかの家族といったときに、自分の家族以外のママ友の家族をちょっと想像してしまったんですけど。

これはそうではなくて、夫だったり、自分の家族という意味ですよね。「他の」は要らないかなと感じたりしました。すみません、細かい点で感じたことと。

あと、隣、15ページの間24なのなんですけれども、相談する相手、これ、うちの子も育成室を5年生で利用させていただいているんですけど、育成室の先生というか職員の方というか、支援員の方もどこかの項目に追加していただいてもいいかなと思いました。

あと、3点目が、同じく育成室に関することなんですけど、この16ページ以降の5番の福祉サービスの中に入るかどうか、ちょっと私が勉強不足で分からないのですが、育成室のサービス内容として、どこにも入っていないので、ちょっと、もしどこかに加えられるのだったら加えていただいてもいいかなと思いました。

以上、3点です。

障害福祉課長：ありがとうございます。

まず、問23の「他の家族の協力が少ない」というところは、当然、配偶者の方というところが一番メインにはなってくると思うのですけれども。

例えば、それ以外のご親族の方なんかも、ここで含んでいるというような趣旨になりますので、今の知念委員のご意見を伺って、区として、この選択肢をどうするかというところは、もう一度、整理をさせていただければと思います。

問24は、今、ご指摘のとおり、確かに育成室の職員のほうに相談するというケースがあると思いますので、選択肢を追加したいとお聞きしていて思いました。

問25のところは、この計画が、児童福祉法に基づくサービスのニーズ量であったり、それに対する確保の目標だったりの方策というところをメインに考えてくるものになりますので、それ以外のサービスをどこまで入れるのかというところになってくるのかなと思います。

なお、子育て支援計画のほうで育成室の需要やニーズというところは把握をしているものになりますので、追加をするのがどうかというところは、もう一度、区のほうでも検討させていただければと思います。ありがとうございます。

知念委員：ありがとうございます。

高山部会長：育成室というのは、ご存じない方もおられますけれども、これは文京区独自の政策というか場所ですよね。だから、法律に基づいてあるということではないということなんです。か。です。よね。ないですものね、法律での規定、すみません。

障害福祉課長：一般的には、放課後学童クラブと呼ばれている、呼んでいるケースが多いかなと思います。

就労しているご家庭のお子さんを、保護者の方等の就労支援というところで、学校の放課後にお預かりをして、そこでお子さんが活動されるというような場所になります。

高山部会長：そういう意味では、地域生活支援、法的にはあれですけど、事業的には、そういう地域生活支援事業あたりに入ってくるんですか。分からないですけど。

障害福祉課長：育成室、いわゆる放課後学童クラブは、障害者総合支援法の地域生活支援事業には位置づけられてはいないものになります。

ただ、放課後等デイサービス等と同じように、児童福祉法に位置づけられる事業というような形になります。

高山部会長：「その他」というところにも入る可能性は、じゃあ、ありますね。分かりました。その検討はさせていただくということで。

知念委員、よろしいですか。何か、三つの質問。

知念委員：はい、大丈夫です。

高山部会長：いいですか。

じゃあ、向井委員、お願いします。

向井委員：すみません、11ページの間18、「18歳未満の方」のニーズに関する調査のところで、設問の中に、もし可能であれば、学習についていけないというんですかね、その学習の困難さというか、今、文京区の障害児の福祉の中でも、受給者証を持っている方でも「愛の手帳」を持っていない子が結構多くなっています。

そう考えると、支援学級、あるいは支援学校へ行っている以外、通常級に行っていて、やっぱり困難さを抱えているお子さんも多いと思うと、先ほどのクロス集計のことも考えて、発達障害の子たちの学習障害以外の子たちでも、学習に困難さを抱えて境界知能の方とかもいらっしゃるかなと思うと、そういう設問があってもいいのかなと思いました。

それから、僕自身も放課後デイで相談を受ける中で、やっぱりすごく保護者の方から、あるいはご本人の相談も多いんですけど、何が多いかというと、結構、進路の相談なんですよね。

いろいろ自分の将来のことを考えたときに、高校をどうするのかとか、高校を卒業した後、大学をどうするんだろうという相談を、よく受けたりもするので、例えば具体的進路について不安がある、みたいなこともあってもいいのかなとちょっと思いました。

すみません、以上です。

障害福祉課長：ありがとうございます。学習についていけないというところは、選択肢として、追加する方向で調整をしていきたいと思います。

進路の部分は、ほかの質問で、子育てに関する悩みとか、そういったところにもあったかなと思うのですがけれども、今、向井委員のお話ですと、この問18のところにも、その選択肢があったほうがよろしいのではないのかというご意見でしょうかね。

向井委員：すみません、ほかの設問がちょっと見落としていたら、すみません。重なっていたら、それはまたご検討いただければと思います。

障害福祉課長：承知しました。ありがとうございます。

高山部会長：武長委員、お願いします。

武長委員：公募委員の武長です。よろしくお願いします。

先ほど、高山先生から、資料第1-3号ですかね、施設入所している方とか、本来であれば後見人にも調査したほうが良いと思うんだよね、みたいな発言があったと思うんですけど、これ、後見人への調査は実際にやるんですか、やらないんですか。

障害福祉課長：調査自体は、基本、対象者の方にお送りするものになりますので、対象者の方の送付先が、中には後見人の方のご住所になっているケースもありますので、そういった場合は、後見人の方に届くケースもございます。

武長委員：ありがとうございます。

そうすると、事実上、後見人というか、後見制度を使っている補佐人、補助人を含む方が回答する可能性は現状でもあるということなんですか。何か回答、例えばこの1-3の問1とかですけど、多分、その場合は4のところに書くんだと思うんですけど、何か、好ましいのは後見人が回答したほうが良いと思うんですよね。

それは、後の問いとの関係で、例えば3の「施設の職員」が、どうしても身寄りがなくて「施設の職員」が該当するとしたら、結構、例えば、いろいろあるんですけど、問13とか、あと14とか、あと、もっと直截的には、アンケートの最後のほうで、フリーのオープンクエスションのやつですけども、「合理的配慮の不提供についての内容」とか。

こういうのって、例えば施設側に関する問題だった場合は、ご本人はなかなか主張するのは難しいとか、伝えることが難しいとか、伝達が難しいとかという場合とか、施設の方が代わりに代弁することは不可能だと思うんですよ、事実上。

なので、基本的にはご本人と、今だと、たまたま後見人が回答するような場合があるとい

う話だったんですけど、後見人に対しての積極的な調査というものも、何となく項目の中でアンケート回答者として、ちょっと誘導するような項目があったほうが、多分、より、この問い自体が反映しやすいし。

そういう声が挙がったほうが多分、施設側のガバナンスとかに関して、区が施策として何か対応できたりすることというのが明らかになるんじゃないかと、ちょっと思った次第です。

障害福祉課長：ありがとうございます。

そういう意味では、今、武長委員がおっしゃったように、この施設入所者向けの調査票の間1の回答者のところに、成年後見人や補佐人というところを選択肢として明示をしておけば、そういった方が回答することも想定されるのかなというところが分かりやすくなるかと思えますので、追加をさせていただければと思います。

武長委員：分かりました。ありがとうございます。

大井手委員：今の件で、結局、施設の方が書いたら利益相反になるようなことがあるということなので、そこは、利益相反になる項目については、回答は控えてくださいとか、注意書をつけたほうがいいんじゃないですかね。

それだけです。

高山部会長：なるほどね。そういうのもありますね。

ほかには、いかがでしょうか。よろしいですかね。

今、施設入所のことに関しては、将来的に地域移行というものが国の流れの中にありますから、これで都外、あるいは区外にいる人たちの声が出てきたら、文京区に戻りたいとかという声が出てくるということは、ニーズがあるというのが見えますよねというので、見えるような形ですよ。

国の方針としては、そういう形があって、だからこそ今度はグループホームだとかになってくると思うのですが、そういう意味では、重要なポイントが見えてくるといいなと思います。

それから、18歳未満に関しては、これは自立支援協議会の子ども支援部会のほうでも、今日、向井部会長がいますけれども、障害児支援利用計画ですよ。

これがきちんと、子どものうちから計画されていることが、大人になったときにサービスの利用計画にもつながっていくようなことになりますよねという意味では、これ、すごく重要な質問だと思っていて。また、セルフプランのところも出てきたというのは、それはすごく重要だと思いますね。

ですから、このところ新しく入ってきましたので、自立支援協議会、今日の午後も特別支援学校の先生方と福祉の関係者で議論しますけれども、いわゆる切れ目のない支援というところに関しての何か提言みたいなものが見えてくるといいですよなと思いました。

知念委員：すみません。また細かい点で1点なのですけれども。

26ページの間33「通学生活等で困っていること」、10番に「学校と放課後等デイサービス事業者との間の送迎が大変」とはあるものの、放デイに行っていない方も毎日の学校の送りと、特に迎えですね。迎えは日によって時間が違いますので、これに大変さを感じている保護者の方も多いのかなと思って、一つ項目を追加するといいいかなと思いました。

障害福祉課長：ありがとうございます。今のご提案を踏まえて、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

高山部会長：それ、今、ちょっと僕は理解できなかったんですけど。

保護者の方が、放デイとの、あれですか。

知念委員：放デイに通っていない方も、毎日の送り迎えが大変かなと思って。

高山部会長：通っていない人ですね。そうですね、送迎ですね。なるほど。いわゆる送迎ですよなということですね。

あるでしょうね、それはね。ずっとね。そういう問題って、ありますよね、確かに。

ほかには、いかがでしょうか。

そうしましたら、また戻ってきても結構ですということで、次が、もう一個ありましたね、「サービス事業所の方」のところをお願いしたいと思います。

障害福祉課長：それでは、続きまして、資料第1-4号、「サービス事業所の方」向けの調査票のほうをご覧ください。

まず、3ページの間2「アンケートと回答者の役職」について、こちらの設問を追加しております。こちらの意図としましては、回答者の役職によって回答内容も変化があることが想定されるため、設問の新設を行っております。

次に、4ページ、間4「提供している障害福祉サービス」について、こちらは選択肢の15に、この10月から始まります「就労選択支援」を追加しております。

続いて、5ページの間7-1「収入の増減収の理由」について、こちら、増減の理由としまして、それぞれに平均工賃に関する選択肢を追加しております。

続いて、9ページの間18「何か問題が生じたときの相談先」について、新しい選択肢として6の「地域生活支援拠点」を追加しております。

続いて、11ページの間20「サービス向上のために取り組んでいること」について、こちら選択肢の14「援助技術に関する研修を定期的に行っている」、選択肢の15「外部研修を事業所として積極的に推進している」、選択肢の16「コンサルテーション、スーパービジョンを行っている」、選択肢の17「SNS、ICTの活用」を追加しております。

こちらは選択肢の幅を広くして、ご回答いただく方に選択しやすくするために追加をしていただいたものになります。

続いて、同じページの間21「区に不足している障害福祉サービス等」と、次の12ページの間22「今後参入を検討している障害福祉サービス等」について、いずれも選択肢の15番に、10月から始まります「就労選択支援」を追加しております。

同じ12ページの間23「事業の新規開設・拡充する上で重視すること」について、新たな選択肢として選択肢の2「地域におけるニーズ」、選択肢の7「施設の整備費や運営費等に関する補助」を追加しております。

同じページの間24についても同じく、選択肢の4としまして「施設の整備費や運営費等に対する補助」を追加しております。

続いて、13ページの間25「新規参入や事業継続のために行政等による必要な支援」について設問を新設しております。こちらは行政等からの支援ニーズについて、より詳細に把握を行うため、自由記述による設問を新設しております。

続いて、14ページから15ページにかけて、こちら「強度行動障害のある方について」の設問を新設しております。こちらは、他の調査票と同様に、現行の障害者・児計画の目標と併せて設問の新設をしたものになります。

具体的な設問としましては、問28が「強度行動障害のある方の受入れ」の有無、問28-1が「強度行動障害のある方の受入れがない場合について、その理由」について。

問29が「強度行動障害のある方の利用を断ったことの有無」、問29-1が「利用を断ったことがある場合に、その理由」について。

問30が「強度行動障害がある方への支援に関する課題」、問31が「強度行動障害のある方への支援において、行政や地域社会に期待する役割」についての6問を新設しております。

この調査票の最後に、16ページの間32「虐待防止への取組」について、選択肢の4「障害者基幹相談支援センターが実施する虐待防止研修や講演会に参加している」を追加いたしました。

以上が、「サービス事業所の方」向けの調査票となります。

高山部会長：ありがとうございます。「サービス事業所の方」用の調査ですね。いかがでしょうか。

どうぞ、武長委員。

武長委員：すみません。再び、公募委員の武長です。

資料第1-4号の17ページの7のところなんですけど、問34で「後見制度を利用したほうが良いと思われる方の人数」を聞いていて、問36でいわゆる「地権を利用したほうが良いと思われる方の人数」を聞いていて、利用したほうが良いと事業者側が思った理由が、その下にあったらいいのかなと思いました、それぞれ。

例えば契約関係が自分でちょっとできない、サポートしてくれる人がいないからとか、金銭管理に何か不安があるとか、何かありますよね、普通の。それを、何か書いたほうがいいのかなど。

理由は何でかというところ、その理由によっては、後見制度とか地権以外で、もしかしたら対応ができるような何かがあるかもしれない、それが割り出せたほうが、より実効性があるからです。

そんな難しくないで、項目を追加できたらいいんじゃないかなと思いました。

あと、事業所がどういうときに成年後見制度の利用とか、地権の利用と促されるのかということも分かるので、そこの対応とかもできるんじゃないかなと思って、ちょっとご提案です。

以上です。

障害福祉課長：ありがとうございます。

今の武長委員のお話ですと、この調査票で言うと問34と問35の間のところと、問36と問37の間のところに、それぞれの制度を必要と考えた理由について設問を設けるといふようなところでしょうかね。

武長委員：はい。

障害福祉課長：承知しました。

設問を設ける方向で、整理をさせていただければと思います。

また、選択肢の内容については、武長委員のほうにも知見を生かしたご相談ができればと思いますので、よろしくお願ひします。

高山部会長：ほかには、いかがでしょうか。

9ページの間18で「貴事業所で何か問題が生じたときの相談先」というところで、いろい

る虐待絡み等々あって、弁護士に相談するというのがありますよね、武長委員。そういうところがあるんじゃないかなという感じがして。

中の顧問弁護士というのはあるかもしれませんが、何かそういう法的なところというのはあるという感じがするのですが、実態的に。これとか触れてもいいんじゃないかな。割と福祉関連ですよ、これね。ということですので、法的なところも今、入れてもいいんじゃないかなと思いましたので。

あともう一つ、問27なのですが、これ選択肢が実質29ですね、27までが具体的ですけども。27項目あって上位三つというのは、いかがですか。何か、私はもう少しあってもいいかなと思ったのですが。

これ、ある意味で、見たいわけですよ。ほか、何か、全部当てはまるものにと丸になっているのですが、ここだけ三つとなっていますけれども、この見た感じ、選ぶことはもちろんできるのですけれども、三つでよろしいですかね。ちょっと体感的に何か、もう五つぐらいでもいいかなと、ちょっと思ったりもしたのですけれども。

ないようなので、じゃあ、三つで行きましょうか。

障害福祉課長：まず、先ほどの問18のところは、今、高山部会長のほうからもお話しいただきましたように、弁護士の選択肢を追加させていただければと思います。

あと、問27については、向井委員、事業所の立場として、これだけの選択肢が示されている中で、今、高山部会長のほうからお話がありましたように、上位三つというところのちょっと数の少なさというところは、いかがでしょうか。

向井委員：そうですね。僕だったら、三つ以上つけるかもしれないかと、ちょっと思ったりするので、ちょっと少ないかもしれないです。

障害福祉課長：ありがとうございます。

渡部委員は、いかがでしょうか。

渡部委員：その先につながるものだと思いますので、事業所としては、多分課題はいっぱいあって、選べと言われれば幾つでもつくとは思いますが、実際、精度を上げていくというか、最重要課題が何なのかということを反映させていくということであれば、私は三つに絞って、重要なものから課題解決していくというほうが、区のためにはいいのかなと思ったりもしますが。

課題は確かに多いので、三つに絞るという作業はなかなか難しいのかなと思います。

高山部会長：これ、全部なんですよ、必要なことが。だから、何か難しいなと思ったりす

るんですけど、そういう意味では、三つにしますか。じゃあ、間を取って四つにしますか。

どちらでも。ちょっと、また、これは検討しますかね。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

どうぞ。

大井手委員：一つ。7のところで、後見人の制度のところが出てくるんですけど、これ、多分来年度か何かに改正になるはずなんですよね。

大分それで感じが変わってくるかもしれないので、このアンケートを実際に使う時点では、まだ現行のままなんですけど。何か、その辺のところを注釈でも何でも、少し入れられたらいいのかなと、ちらっと思ったんですけども、いかがでしょうか。

高山部会長：例えば、具体的にどんな感じですか、イメージとして。

大井手委員：後見制度で一番今、変わるのが、一度後見人が決まったら替えられないというのがありましたけれども、そのこのところを、今、必要なときだけという限定にするということで、多分、審議会にかかっているはずなんです。

だから、その辺のことになると使い勝手がよくなるので、大分、その後見制度に対するニーズが変わってくるのかなと思ひまして。

今、この時点で、確かにこのアンケートでどう入れるんだと言われると非常に難しいんですけど、将来的な改定の方向を踏まえて、現行制度のところは、ここの部分は改良されそうですというような、確定ではまだないですけどね。その辺のところを、何か織り込めたらいいかなと、ちょっと思いました。

高山部会長：どうぞ。

武長委員：公募委員の武長です。大井手委員の今のご指摘について少しだけ、ちょっとお話しさせていただきます。

ご指摘のとおりの方角で今、改正作業が進んでいるのはおっしゃるとおりでございます。来年、ちょっとどうなるかということについては、まだ、スケジュール感としては、一応、未確定なのですけれども。

今まで、ついたら亡くなるまでずっと、というのを流動的に、柔軟性を持たせた形になるというのと、あと、大きな報酬が月々固定で発生していた負担が、多いときはたくさん、それ以外は特に波風立たなくなったら安く、みたいな方向でとか、いろんな報酬の話とかというのいろいろ出ているのですけれども、それはご指摘のとおりだと思います。

他方で、7の質問項目との関係では、例えば問35とか問37とかということに関しては、そ

ういう変更があったかどうかということも含めての理解不足とか、拒否とか、あと、そういうことも含めて、結局、それでも報酬は発生するわけなので、金銭的負担が、なお発生するとか。

あと、申立手続の煩雑さというのは、特に変更は、変わっても、特に申立手続は、書式とかは変わるかもしれませんが、より煩雑ではあると思うので、そこに対する理解が、改正点も含めて家族とかに理解が得られないよねと、本人に理解が得られないよね、だから申立てが進まないよね、みたいなどころでは、アンケートの項目自体は割と影響を受けないんじゃないかと個人的には思っています。

ご指摘の点は確かにあるけれども、アンケートとの関係では、その改正の点を盛り込んだ上での理解が促されているか、促されていないかという趣旨でアンケートを捉えると、項目自体は、これでもいいのかなというか。

それも含めて、理解が浸透していればいいなと個人的には思いますけれども、なかなか、そういうところも含めて、このアンケートを取れるところではあるかなと、ちょっと思った次第です。

以上です。

高山部会長：成年後見に関しては、例えば、またいろんな地域がありますけれども、例えば地域レベルで、いわゆる法人後見だとか、あるいは独自の社会福祉士や弁護士たちが集まって後見活動をしている地域なんかもあるんですね。そういうところは、いわゆるたくさん利用されているわけですね。

そういう意味では、やっぱり、どっちかという高齢者バージョンみたいな形になっていて、例えば区長申立ても、障害のところだと少ないんじゃないかなと思うんですね。

そういう意味では、やっぱり障害のある人たち、特に知的障害、精神障害の方々が成年後見というものにつなげるためには、ご本人たちが自分でつなげるということは難しいわけですから、つなげる人が必要で、そういうときに僕は、事業所がつなげていくようなことが必要になってくると思うんですね。

そのときに、つなげる先が、あまりないとつながらないわけですね。だから、むしろ文京区の中に、そういうつなげる先がしっかりと、特に障害者バージョンであるようなものが必要なんだと、僕はずっと思っているのですけれども、それが浮き彫りになってくるような形にならないかなと思っているんですね。

一般的にはこうなのですが、文京区は特に、その障害のある方に対しての成年後見という

のは弱いですよ、ような気がするんですよ。

だけど、ほかの地域なんかは、そうじゃないところもあるんですよという意味では、こちら辺のところ、何か独自で作っていく必要があるかもしれませんねということがあるのですけれども、何か、それが見えてくるといいなという感じがちょっとするんですけどね。

至らない理由は何だということに関して、何か必要性とかということよりも、つなぎ先がないとかということというのはあるんじゃないですかね。地域の中で、つなぐ先があれば一番いいわけですよ。遠くじゃなくても、というのがあるので。こういうところがあるかなと、ちょっと思いました。

これが項目に成り立つかどうかというのは、また検討させていただきたいと思いますね。

ほかには、いかがでしょうか。

虐待に関しては、これは義務化されちゃいましたよね、研修を受けるのが。義務化されちゃいましたから、これでいいですかね、別にね。ということですかね。

これで四つですか、ということになりましたが。

どうぞ。

障害福祉課長：最後、調査の五つ目、資料の1-5「長期入院施設向け」の調査についてございますので、こちらについてご説明をさせていただければと思います。

こちらの調査内容につきましては、前回の部会でもご説明しましたとおり、3年前と内容としては、変更はございません。

ただ、調査対象施設について一部変更がございますので、市川委員のほうからご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

保健対策担当課長：保健対策担当課長の市川です。

資料第1-5号の長期入院施設の調査について、変更点をご説明させていただきます。

変更点は、調査対象施設についてでございます。

前回の障害者部会の説明の際には、都内の精神科病棟を有する病院を対象にするとしておりました。こちらに加えまして、全国の精神科病棟を有する病院の中で、文京区からの入院患者がいる可能性が高い病院も、今回、調査対象として追加をいたします。

以上が「長期入院施設向け」の調査票のご説明となります。

高山部会長：今、都内だけじゃなくて全国ということで、変更がありました。これ、よかったですね。

どれぐらい発送するんですか。数としては。

保健対策担当課長：都内が約100件で、都内以外の病院が約70件になりますので、合計170件ぐらいになると見込んでいます。

高山部会長：長期入院のところに調査するのって文京区ぐらいじゃないですかね。ほかも、やっていたかね。

保健対策担当課長：23区の中で長期入院者向けの調査を行っているのが、現在、うちも入れて16区あるのですけれども。

高山部会長：そうですか。

保健対策担当課長：全国に向けて行っているのは、現時点では世田谷だけというような認識になります。

高山部会長：そうですね。

これも、ほかの区との比較なんかも見えてくると思いますので、170のところでは調査ができると思います。

この件に関しては、いかがでしょうか。

じゃあ、この件に関しては、これでということに進めたいと思います。

そうしましたら、次が……、次は議題(2)に入ってよろしいですか。障害者・児計画ですね。令和6年度から8年度にかけてであります、来年度までのものであります、この進捗状況についてということで、説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、障害者・児計画、現行の計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

資料としては、第2-1号と第2-2号になるのですけれども、お時間の関係もございまして、資料第2-2号を用いてポイントとなる箇所を抜粋してご説明をさせていただければと思います。

まず、前提でございまして、こちらの障害者・児計画は文京区の障害者施策を総合的、計画的に推進するための基本計画となっております。この計画にのっとりまして、計画事業に位置づけた74の事業を進行管理対象事業として、1年ごとに各事業の進捗状況の評価を行っていくこととしております。

今回は、令和6年度の実績と今後の取組について、概要をご報告させていただく形になります。先ほどお話ししましたように、資料としては、資料第2-2号を中心にポイントを絞ってご説明をさせていただければと思います。

資料第2-1号については、既にご確認いただいている方もいらっしゃると思うのですけれ

ども、後ほど併せてご確認をいただければと思います。

それでは、資料第2-2号の進捗状況の概要に沿って、ご説明をいたします。

まず、1ページの大項目1「自立に向けた地域生活支援の充実」についてになります。

こちらの(2)の重度訪問介護になります。前年度比で利用者数は減少しておりますが、利用時間としては増加をしているという形になります。

要因としましては、身体状況の変化等により、支給量を増加する方ですとか、あるいは介護保険の認定を受けている方が介護保険に上乘せをして重度訪問介護を利用している方というところの影響が考えられます。

引き続き、ご家族や医療・介護の関係機関との連携を図って、自立した地域生活の支援をしていければと考えております。

次に(3)の生活介護になります。こちらは前年度比で実利用人数、延べ利用日数、ともに増加をしております。特別支援学校等の在籍していた方が卒業して、生活介護へ通所を開始したというところが大きな要因の一つとなっております。

今、区内の生活介護事業所はちょうど8事業所ございますが、一部の事業所については定員に達しているというような状況になっております。今後も、医療的ケアが必要な方ですとか、重度の行動障害のある方の利用について、ニーズに対して支援が確保できるように、事業所と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次、(4)の移動支援になります。こちらは前年度比で実利用人数、延べ利用時間、ともに実績としては増加をしております、設定した目標値のほうは上回る形となっております。

やはり全体としては、なかなか移動支援のヘルパーが不足している、あるいは時間帯の集中する、ニーズの集中する時間帯があるというところで、希望どおり利用できていないような状況が続いているところになります。

区としましては、引き続き、移動支援の従事者養成研修を行う事業者に対する補助ですとか、あるいはその受講料の補助をしていくというところと、新しく今年度、東京都のほうで新たな人材確保の補助制度が創設をされているものですので、そういったところを活用しながら、担い手の確保というところを進めていきたいと考えております。

次に、(5)の日中活動系サービス施設の整備になります。こちらは昨年度、事業者からの相談を受けて区内に就労継続支援の事業所を1か所、開設をしております。

また、今後の計画としましては、公有地であります旧アカデミー向丘跡地において、民間事業者による生活介護の定員増というところを計画しており、区としてもその支援を行って

いるところになります。

引き続き、整備費ですとか、開所費用補助制度の活用を図るべく周知を行って、公有地、民有地にかかわらず整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、次の2ページ目のほうに行きまして「生活の場の確保」の(1)グループホームの拡充になります。

残念ながら昨年度は、グループホームの開設には至ってはおりませんが、先ほどお話ししました区有地であります旧アカデミー向丘跡地のほうで、令和9年度にはなるのですけれども、定員10名のグループホームの整備の計画を、今、進めているところになります。

日中活動系と同様に、事業者の整備するための区の補助制度は、23区の中でもかなり高いような補助を設定しておりますので、そういったところをきちんと事業者にお伝えしていく中で、公有地、民有地にかかわらず整備を進めていきたいと考えております。

(2)の共同生活援助（グループホーム）、これはサービスとしての利用者の状況というところなのですけれども、こちら、入退去があって、実績としては前年度より6人減という形になっております。

引き続き、相談支援の中で希望の状況ですとか、マッチングのほうを行って、希望する方がグループホームに入居できるように支援をしていきたいと考えております。

次の(3)の施設入所支援につきましても、入退所があって、全体としては前年度よりも実績人数は4人減という形になっております。

施設入所自体は、区内のリアン文京は定員に達しているというところと、区外の施設のほうも、なかなか空きが少ないという状況になっております。施設入所を希望される方がいらっしまった場合には、きちんと相談支援の中でご希望を把握した上で入所できるように、区としても支援をしていきたいと考えております。

次の丸の「地域生活への移行及び地域定着支援」、(1)の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築になります。

こちらは専門会議（コア会議）において、ピアサポート活動を進めるための議論を行って、より具体的な取組を進めるためのプロジェクトチームの立ち上げ、ピア活動の報告の場を新たに創出しております。

また、地域基盤の整備、あるいは支援体制の整備、個別支援の検討の三つの軸に沿って議論を進めて、課題の抽出を行い、地域ビジョンの明確化について検討を行っているところになります。

今後も、普及啓発を行っていくために、ピアサポート活動をどのように生かしていけるのか、専門会議を中心に議論を深めていく形になります。

次に、3ページ目のところ、大項目2の「相談支援の充実と権利擁護の推進」の丸の一つ目「相談支援体制の整備と充実」、(1)計画相談支援についてになります。

計画の作成者数は前年度より僅かに増加となっておりますけれども、作成割合については76%ということで、若干、目標値を下回っております。

区のほうでも、委託をしている計画相談支援事業所があるのですが、そちらは課題が一定整理をされて、落ち着いた方については民間事業所のほうに引継ぎをして、新たな困難ケース、あるいはセルフプランだった方の新たな計画策定等に対応しておるところになります。

引き続き、新規の相談支援事業所の開設、あるいは相談支援専門員が増える取組の検討を進めていきたいと考えております。

次、4ページ目をご覧ください。

大項目3の「安心して働き続けられる就労支援」の一つ目の丸「就労支援体制の確立」の(1)障害者就労支援の充実となります。

こちらは、法定雇用率の段階的な引上げ等によって、企業の採用活動というのは活発化しております。その結果、昨年度、61名の方が新規就労に結びついております。一方で、企業と求職者のマッチングが十分なされないまま就職となるケースでは、早期離職につながってしまうケースもございました。

早期離職を減らすために、相談支援や、あるいは企業実習というところを積極的に行って、就労を希望される方と企業の双方にとって、より適切なマッチングを図っていけるように支援してまいりたいと考えております。

続きまして、5ページ目以降の大項目の4、「子どもの育ちと家庭の安心への支援」のところで、具体的には6ページ目の(4)番のところ、医療的ケア在宅レスパイト事業になります。

こちら、利用時間数の引上げを行っておりまして、令和5年度に144時間という形で引上げを行った形になります。それで申請者数、利用回数というのは大幅に増加をしております。

また、今年度から利用時間数を288時間に引上げを行っておりますので、今後も関係機関と連携を図って、事業の周知、あるいは希望する方が利用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、次の丸の「子どもの成長段階に応じた適切な支援」の(1)児童発達支援にな

ります。こちらは実利用者数、延べ利用日数、ともに増加をしております。特に延べ利用日数のほうは、前年度に引き続いて顕著に増加をしているところになります。

事業所のほうも新規に開設をされておりました、やはり、利用希望の方が増えているというところがあるのかなと考えております。区としましては、利用希望者のニーズに沿った事業所の情報提供や、より適切なお本人にあった療育を効果的に受けられるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、(2)障害児通所支援事業所の整備になります。

昨年度は、主に重症心身障害児または医療的ケア児以外の障害のあるお子さんが通所する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が民間事業所で4事業所を開設しております。

また、区立の放課後等デイサービス事業所ロードを令和6年9月に開設して、放課後等デイサービスとしては、5事業所が新たに開設しております。

ただ、やはりまだ、特に放課後等デイサービスにつきましては、希望する方が希望どおり利用できていないというような状況でありますので、引き続き、公有地、民有地にかかわらず事業所の誘致というところを進めてまいりたいと考えております。

最後に、この6ページの(4)放課後等デイサービスになります。

実績としましては、実利用者数と延べ利用日数、ともに前年度比で増加をしているところになります。

先ほど申しあげましたように、新規の開設というところは進んではいるのですが、まだ、希望する方が希望どおりに利用できている状況ではないと認識をしておりますので、そういった、希望する方が希望する支援を受けられるように、区としても引き続き、相談支援や事業所の開設というところを進めていきたいと考えております。

ご説明については以上になります。

高山部会長：ありがとうございました。

この進捗状況について、何かございましょうか。

どうぞ、住友委員。

住友委員：肢体不自由児・者父母の会の住友と申します。よろしく申し上げます。

1ページ目の(3)の生活介護の中で、3行目に「区内の一部の生活介護事業所は定員に達していない」と一文があるのですが、これは障害の内容に応じて、また違ってくるということでしょうか。

今年度は、肢体不自由児・者の卒業生もいたのですけれども、なかなか希望のところに入れなかったという、実際に起きていることなので、受け入れた事業所に対しても、障害、受け入れた子どもに対して対応を迫られる部分も多分あったと思うんですね、今年度。

また、来年度に向けて卒業生、北支援学校卒業生に関しては、車椅子等利用する人もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、それに対する対応というのは、この一文を見ると受入れが大丈夫なのかなと、ちょっと思ってしまうのですけれども。

その辺の受入れの紹介の状況によつての受入れというのは、どういうふうを考えていらっしゃるのかなというのを、ちょっとお伺いしたいと思いました。

障害福祉課長：区内の生活介護事業所が今、8事業所あります。

定員に達しているかどうかという意味では、定員に達している、あるいは定員を上回って受け入れているところが3事業所で、残りの5事業所は定員には達してはいないというところにはなります。ただ、住友委員がおっしゃったように、重症心身障害のある方の受入れというところは、なかなか厳しい状況であると、区としても認識をしております。

ただ、肢体不自由の方を受けている事業所とも今、そういった状況は共有しておりまして、来年度の卒業見込みの方もこちらでは把握をしているところになりますので、そこは受入れができる方向で、区としては調整をしていきたいとは考えております。

高山部会長：どうぞ。

紺野委員：家族会の紺野と申します。よろしく申し上げます。

6ページの一番下、(4)放課後等デイサービスのご説明のときに、数は新規で増えているのに、希望する方の希望に合わないというその理由は、何が一番大きいのでしょうか。

障害福祉課長：ありがとうございます。

やはり、放課後等デイサービスを利用する方が、毎年、かなりの人数で増えておりまして新規の事業所も昨年度は5事業所、開設しておりますが、希望者の方も増えてきているのが現状となります。

皆さんが、例えば週5日希望しますというわけではないですが、希望する日数ですとか、あるいは場所ですね。通いやすい場所にあるかどうか、学校から、あるいはご自宅から通いやすい場所にあるかどうか。

当然、活動内容や、支援の内容がお子さんにとってマッチするかどうかということでも関わってくると思いますので、そういう意味では、利用希望者がかなり毎年増えているというところで、希望する日数を、その日数どおり通えていないという状況が、続いているとい

うところになります。

高山部会長：事業所というので、向井委員。どうですか、今の。

向井委員：ありがとうございました。すごく本質的な問題かなと思っていて。

放課後等デイサービスを運営している者として、小・中・高校生で受入れができるということは、最も長く利用されるとすると小学校1年生から入ると12年使われるということになるわけですよ。

そうすると、その方がそのサービスに満足されていて、ずっと使われたい、高校3年生まで使うとすると、12年間、受入れもできなくなってしまうというか。そうすると、何と申しましようか、やっぱり数、うまく言えないんですけど、たくさん造っても、ちょっと間に合わないんじゃないのかな、今の制度的にはという感じがしています。

あと、ちょっと僕も、お話ししたかったところがあるんですけど、本当にこれ、難しい問題で、放課後デイしか居場所がないのだとしたら、それで果たしていいのかというか。

もちろん放課後デイのほうは過ごしやすいお子さんもいらっしゃるかなと思うんですけど、もっともっと地域にはいろんな場があっていいのかな、多様な場があっていいのかな、文京区では育成室もありますし。

ただ、育成室もかなり、ぱんぱんなんですよ、お子さんの数もそうですけど。環境としてもなかなか難しいところもある中で、放課後デイだけを受皿としてというのも、ちょっと弱いのかなという感じがしています。

というのも、放課後デイ、大体10年前に制度ができたんですけど、それから事業所が10倍になっているんですよ。急激に増えている。

とすると、その質はどうなんだというか、その担い手そのものが増えて、たくさんの担い手が必要にはなっているんですけど、じゃあ、その人たちが専門的な視点を持っているかといったら、正直、持っていないんですよ。やはり質の問題もあるので。

その、質と量の両方を考えないといけないかなと思ったときに、もちろん量を、区のほうにたくさん、多分問合せがあるので、本当に大変だなと、文京区の皆さんも大変だなと、行政の方も大変だなと思うんですけど。

量だけでは、ちょっと正直、たくさん造っても、こういう言い方をしたら悪い、申し訳ないですけど、たくさん造ったとしても、やっぱり、ここの事業者さんはちゃんとうちの子を見てくれないと思うと、やっぱり行かないですよ、そういうところには。

やっぱり、ここの事業所さんのほうが、しっかりうちの子を見てくれるというところに、

結果、ニーズが集まるので。だけど、申し訳ないけど受け入れられないという形に、その循環になってしまうと、数を造っても、やっぱり意味がないといったら申し訳ないですけど。

なので、やっぱり事業所のボトムアップも大事ですし、あと、やっぱり放デイ以外にも、もっともっと多様な受皿があつていいんじゃないのかなと思うので、そのことに関しては、本当に行政の垣根を越えた、いろんな、先ほどちょっと育成室も、ちょっとこういったら何だけど、やっぱり、いろいろ壁があるかなと思いますけど、育成室って別の部署にもなってしまうとすると、そこの。

でも、多分、問題意識は同じところがあるのかなと思うので、やっぱり、そういったいろんな多様な場を考えていかないと、この問題はなかなかちょっと解決が難しいのかなと。すみません、取り留めのない話になってしまったのですが、肌感としては、そういうふうに思っています。すみません。

高山部会長：紺野委員、よろしいですか。いいですね。

住友委員：住友です。すみません、先ほどの件でちょっと補足したいのですけれども。

今年度、障害者、うちの肢体不自由児・者を受け入れてくれた施設に関しては、すごく感謝していますし、対応も考えていただいていることも重々、聞いて承知していますけれども。

1点なのですが、その1年、2年前にも車椅子の利用者が多分、その後、施設に通所しているのですけれども、若駒の里なのですけれども、実際にそこは、知的さんの方がたくさんいらっしゃる施設で、車椅子の方というのは本当に少人数ということなのですけれども、多分、三人ぐらいですかね、全体で言うと。

今年度も、もちろん受け入れてくれたのですが、車椅子のリフトつきバスがないんですよ。結局、今年度入られた方は若駒の里の近くの方ではあるのですけれども、やっぱり気候に応じて車椅子で通所するというのと徒歩で通所するというのは、すごく大変なことなので、やっぱりリフトつきバス、そういう対応も重ねて考えていただきたいなと思いましたので、よろしく願いいたします。

障害福祉課長：ありがとうございます。

ご指摘の部分は、いわゆる事業所のほうでバスを確保するというやり方も当然あると思うのですけれども、それ以外の、介護タクシーと連携してなど、さまざまな手段はあるのかなと思っていますので、区として、どういうことができるのかというところは、きちんと考えていきたいと思っております。

高山部会長：放デイのところに、またちょっと戻りますが、向井委員の言ったことは、すご

く大事なところで、これは保護者の人たちも考えてもらいたいのですが。

例えば12年間、放デイにずっといるということはどういうことかということ、障害のある子どもたちだけしか出会っていないということになるわけですよ。特別支援学校へ行って。そうすると、子ども時代に出会いがないんですよ。これが大きな問題なんですね。

だから、放デイをいっぱい造ればいいという話ではないというところに、実は、ここにあまり気づいていないんですよ。それは何かというと、意思が形成されにくいんですよ。エクスクルージョンだから。

インクルーシブ的なことをしなきゃいけないことを造らなきゃいけないところに踏み出さないと、放デイだけが居場所になりつつありますよね、というのは、今の流れが危ないんですよ。そしてまた、質が悪いですから、格差がありますから。

だから、そういう意味でも、ここ、調査をすると足りないとか出てくるのですけれども、それは、一面的な問題でね。本質的な問題をどうするかということ、よく考えなきゃいけないですよ、ということを考えて。

これ、多分、行政の問題だけじゃないですよ、それを飛び越えた形で、何か作り出していかなきゃいけないということになると思いますので。

これ、だから調査って、そういうことで量的調査をするときに、足りない単位が出てきたから造れという話ではないような気がするということなんかを、どういうふうに分析していくのかというのは大きいかなと思いますよね。

それから、ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

知念委員：特別支援学級の知念です。ご説明、ありがとうございます。

1ページ目の(4)の移動支援のところ、ちょっと教えていただきたいのですが、
「通学支援における車両支援の試行的導入は引き続き行います」ということで、1号のほうの資料を拝見すると、昨年度は試行的導入で利用実績1名の方が利用されたということ。

この車両というのは、私がイメージするのは、ちょっと大きめのバスで移動する。1名だったら小さい車でもあれなのかなと思っていて、昨年度はどういった年齢の学年のお子さんが、どういった状況で利用できたのか。

想像するには、足の不自由な方なのかなと想像するのですが、この試行的導入の目的が、例えば足の、物理的に歩くのが不自由な方を目的として試行的に導入しているのか、それとも、依然としてニーズがあるものの、移動支援の利用ができない方が多いから。

例えば、歩くのには問題ないのですが、移動支援が必要な方が、ヘルパーさんと1対1で利用しなければいけないところを、その大きめの車両だと何人かの支援をする方で、比較的多人数のお子さんを通学支援できるという目的で試行的導入をしているのか、ちょっとこの試行的導入と、その対象の方をちょっと詳しく、分かれば教えていただきたいなと思います。

障害福祉課長：ありがとうございます。

いわゆる移動支援事業所が車両支援をやる場合は、福祉の運送の制度の手続をしなくてはなりません。したがって、まず、移動支援事業所のほうが車両支援を行うためには、多くの手続を踏んでからでないと、できないという形になっております。そのため、まだ区内で1事業所しか実施をしていないという形になります。

車両支援の意図としましては、特に文京区の場合は、都立の特別支援学校が区内にはなくて北区にあるというところで、公共交通機関を使うと、乗換えであったり、混雑する駅を移動しなきゃいけないであったりします。

かつ、やはりヘルパーの確保が難しいというところの中で、区外の特別支援学校等に通う場合に、車両を使って何人かのお子さんを車両を使った移動支援で、通学のサポートしていくことができたらいなというところで、今、試行的に実施をしているところになります。

先ほどお話ししましたように、まだ、現状、区内で1事業所だけというところもありますし、これを実施するためのいろんな手続をしなくてはいけないというところがありますので、なかなかすぐには広がっていかないのかなとは思っています。

私も具体的に、昨年度利用したお子さんがどのようなお子さんなのかというところまでは、把握ができてはいないのでけれども、趣旨としては、区外の特別支援学校等に通う際に、そこをサポートできるための車両支援というところで導入しているというものになります。

高山部会長：よろしいですか。

知念委員：ありがとうございます。

高山部会長：ほかには、いかがでしょう。

どうぞ。

武長委員：公募委員の武長です。2点ほどです。

1点目なのですが、資料第2-1号の8ページ目の1-3-1の、グループホームの拡充というところについて、まず、1点目の質問をさせていただきたいです。

このグループホーム、足りないよね的な話って、結構、もう数年以上前から、割と毎回こ

ういう会議とかでよく出るし、関係者の間からもよく話は漏れ聞こえてくる話なんですけど。

実際に、数的に文京区って足りていないのかどうなのかというところが、まず、ちょっとデータをお持ちだったら知りたくて。他区と比較とか、相対的にどうなのかというのを知りたくて。

これ、クロスでどういうふうにやるのか分からないですけど、人口分のグループホームなのか、障害者の数分のグループホームなのか分からないですけど、知的と精神のグループホームが足りているのか、足りていないのかというところ、もし統計があれば教えてください。

障害福祉課長：グループホームのニーズというところになるのですけれども、前回、3年前の実態意向調査の中で、グループホームの希望に関する設問が幾つかあるのですけれども、例えば、今後希望する生活というところでグループホームを選んだ方が、全体では回答者がちょうど2,000人いらっしゃって、そのうち62人という形になっています。

ただ、ほかの質問、例えば地域で安心して暮らすために必要な施策という質問項目でグループホームの選択をした方は、同じく全体でちょうど2,000人いらっしゃるうちの156人となっていますので、聞き方によって、人数は上下にぶれるのかなと思っております。

武長委員：ありがとうございます。区内の方もそういう、アンケートを取るとそうだということは分かりました。ありがとうございます。

ちょっと聞きたいのが、客観的にほかの区と比べてどうなのかなという。本当に少ないのか少なくないのかというところが、ちょっと知りたいんですけど、その部分も教えていただけるとありがたいです。

障害福祉課長：まず、希望される方が多いか少ないかというところは、なかなかほかの自治体と比較というのは難しいというところではあるのですけれども、やはり、この実態調査だけではなくて、日々の相談支援の中でも、今後グループホームを考えていますというようなお話をお聞きすることは比較的あります。

今回の実態調査で、何年後にグループホームに入りたいかというところの時間軸も調査するようにしておりますので、今回の実態調査で、より見えてくるものがあるのかなと思っています。

グループホームの数という部分では、確かに周りの区と比べると少ない部類には入るのかなとは思っています。そこは、いろんな要因があって、なかなか文京区の場合は適地が少なかったり、あるいは土地の価格、建物の賃貸料が高いという部分があります。

これは文京区に限らない話にもなりますけれども、グループホームの場合は、やはり365日

の支援ということになりますので、そこのマインドとスキルを併せ持った福祉人材の確保というところの難しさもあるのかなとは思っております。

武長委員：ありがとうございます。成年後見とかで、特に精神障害の方とかの対応をさせていただくと、文京区内に戻りたいんだけど空きがないので、グループホームがないので、やむを得ずほかの地域に、という方が結構いらっしゃるのです。

そもそもないということを前提にすると、ほかの選択肢を選ばなきゃいけないから、そのニーズが顕在化しないという状況はあるんじゃないかと肌感覚としては思うので、その点、ちょっと数字が知りたかったというところですよ。

そうすると、目標で令和8年度のKPIで3か所20人というのを挙げているのですがけれども、この数字というのは、どういうふうに分り出された数字なのでしょう。

障害福祉課長：延べ3施設で、定員としては20人という形は、現行の計画の一つ前の計画と同じ目標設定にしています。

ただ、残念ながら、現行計画中に何か見込みがあって、3施設20人というのを設定しているわけではないです。ただ、やはり区としては整備を進めていきたいという気持ちは持っておりますので、一つ前の計画よりも下げる目標値というのは、設定すべきではないという趣旨で、3施設20人という形で設定したことになります。

武長委員：ありがとうございます。

先ほどの課長の答弁、ご回答をお伺いすると、お金の問題以外のいろんな、人材確保とか、いろんな問題があるよねというお話だったと思うのですが、まとめて概観すると。

そうすると、整備費補助制度の大幅な拡充というところが一つの対策として、これ、上がっているのですがけれども、令和6年度のところの対策として上がっているのですが、それだけじゃ足りないということになると思うんですけど、いかがでしょうか。

障害福祉課長：そうですね。いわゆる人材の確保というところで、なかなか区ができることは、現状少ないのかなと思っております。

一義的には、やはり事業者さんのほうで人材確保を進めていただく必要があるのですが、いわゆる採用された方の定着やスキルアップというところは、区内のいろんな事業所間で連携して、障害者基幹相談支援センターなども取組を今、考えていただいているところになります。そういった側面的な支援はできるのかなとは思っております。

あと、直接的な部分でどこまでできるのかというところは、今回の実態調査なんかの結果も踏まえながら、事業所の皆さんと一緒に考えていくべきなのかなと思っております。

武長委員：ありがとうございます。何か、個人的には、その整備補助制度で、そもそも、この整備の補助が十分なのかというところも含めてですけれども、どこで、自分が住みたいところで住めるという環境を提供するというのは、割と本当に権利擁護というところの中核のところなんじゃないかなと思うので。

別途、違う会議とかでも、この点、ちょっと検討させていただこうと思っている次第です。ご回答、ありがとうございました。

あと、もう一点なのですけれども、同じく資料第2-1号の1-4-2とか1-4-5に関わる場所なのですけれども、地域移行支援のところ、前のこの部会でも、親会のほうでも発言させていただいたと思うのですけれども。

先ほどの資料第1-5号に関わる場所ですけれども、都外の入院患者についての調査のところ、量的な調査についてやっていただけということは分かったのですけれども、訪問とかして阻害要因のほうの調査を行っていただいて、それでこの事業の計画のKPIとかに反映させたほうがいいんじゃないかみたいなことを、前回発言させていただいたと思うんですけど、そちらの検討はいかがでしょうか。

保健対策担当課長：量的な調査については、今回の調査をもってさせていただきまして、その調査結果を基に、今回、1-5のところ、文京区のほうから説明に行っていかがどうかというところで了承をいただいた病院で、かつ、ご本人が退院の意向がある。

もしくは病院側が、もう入院的な治療が必要なくて退院できる状態ですよというところの、どちらかを満たしている患者様については、文京区のほうから実際に伺ってお話を聞いて、現状のところであったりとか、可能であれば地域移行を進めていったりするという形で考えております。

武長委員：ありがとうございます。

そうすると、この1-5の間1、間2、間3の中の間2のところですよ。ここが対応しているという、説明に伺うというのは、地域移行支援のサービスとかを説明しに伺うとかだけじゃなくて、いわゆるインタビュー調査的なことも、ここで併せて行われると、こういう趣旨で理解してよろしいですか。

保健対策担当課長：そのとおりです。

武長委員：ありがとうございます。

そうすると、その結果というものは協議会の、これから計画を精査していくのだと思うのですけれども、その中に生きるデータとして提供いただけると、こういうことでしょうか。

保健対策担当課長：そこの質的な調査は、今後3年間かけて行っていく形になるので、ちょっとどのような形で提供できるかというところも含めて、検討を進めたいと思います。

武長委員：分かりました。ありがとうございます。

今回には間に合わないかもしれないけれど、提供できるような形で前向きにご検討いただけると、こういうご趣旨でよろしいですかね。

保健対策担当課長：はい。

武長委員：ありがとうございます。

高山部会長：よろしいですか。

ほかには、いかがでしょうか。

このグループホームの問題も、ずっと懸案事項でありますけれども。

ただ、やっぱり、これ、ある程度の量があることによって、ご家族やご本人たちが、その地域で暮らすことが見えてくるといいですよというまでの数は、絶対的に足りないような気がしますね、という感じがありますので、ぜひ。

どうぞ。

大井手委員：明日を創る会の大井手ですけれども。

グループホームだけじゃなくて入所施設も不足なのですが、大きな問題は、親の方が高齢化していて、子どものほうも高齢化してくると、5年後、10年後、どういう形になっているのかというのを、まず、もうちょっとシミュレーションをちゃんとつくって、それと、こういう実態調査とギャップが何で、どうなのかという見方が必要かと思います。

それで求めているのは、我々、親のほうとしては、子どもと共生できる施設も一つの案として考えてほしいし、その場合は、親のほうと子どもが同時に同じところに生活しているというよりは、同じコミュニティの中にシニアの部と子どもがいる部とある、みたいな、そういう共生型のほうがいいと思っているし。

その場合、親のほう元気なうちは、介護が必要な人たちの面倒も見られる部分は見ていくと。全部行政に任せるというわけじゃなくて、親だって、それなりに何らかの責任を果たしたいと思っているわけですから。

それをうまく使うという形のコミュニティ構想みたいなやつも、まずあって、それに基づいているんな計画が達成に向けていくようなことを、ぜひ考えていただければと思います。

ちょっと離れましたけど、すみません。

高山部会長：そうですね。そこは一番大切なところですよ。

やはり今、障害のある方の生活って、自宅かグループホームか施設しかないんですよ、三つしかないんですよ。ですから、親亡き後という言葉も日本しかないしね。その後は、全部入所に行っちゃうわけですよ。特に区外施設に行っちゃうんですよ、というね。これって、やっぱりよくないことですよねということでもありますから。

これ、また違うところで議論しなきゃいけない。やっているとありますが、これはなかなか突破できないですけど、これはやっぱり文京区独自の何か、何か独自で創っていくもの、障害福祉課レベルでやる問題ではないのでということで、ご意見賜りたいと思います。

ちょうど時間が来ましたが、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

皆川委員：すみません、文京区就労支援センターの皆川と申します。

一番初めの議題だったので、本当は最初にちょっと気になった点をお伝えすればよかったんですけど、こういう表現もあるのかなと思って迷っていて最後になってしまいました。

ニーズに関する調査の中で、在宅の方になるのですけれども、23ページの「仕事をする上で困っていることはありますか」という設問があると思うのですが、問28-4ですかね。その中で、10番目ですかね、「職場の支援者の異動により支援が変わってしまうことがある」という内容があるのですが、実際、これって本当に困っちゃうということがあるんです。

ただ、これ、職場のことを多分問うているというか、質問していると思うので、ちょっとこういう言い方があまりないと思われるので、ちょっと一つお伝えしようかと思うのですが、「職場の支援者」というのはなかなか、支援者と言わないんですよね。

職場の担当者とか、指導スタッフとか、何かそういうふうにおっしゃる企業さんが多いので、「支援者」となると我々のような人と勘違いしてしまうかもしれないので。

もし、検討していただくのであれば、「職場の担当者の異動により対応が変わってしまった」とか、そういう表現のほうが、もしかすると分かりやすくなるかなと思いましたので、すみません、一言だけ。

障害福祉課長：ありがとうございます。

今のご意見を踏まえて、修正する方向で調整をさせていただければと思います。ありがとうございます。

高山部会長：そうですね、ありがとうございました。

そういう1個1個の文言って重要かもしれませぬね、調査をするときに。ありがとうございます。

ということで、今日はよろしいでしょうか。

次回は、いつになりますかね。

障害福祉課長：次回は、調査結果が一定、取りまとまりましたらということになりますので、年の明けた1月の中旬、下旬ぐらいを予定しております。

高山部会長：分かりました。

では、今日のご意見、検討事項もありましたけれども、それを組み込んで調査をしてという形の流れて行きたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

夏は学生たちが調査に入っていきますので、それも含めて1月、ご報告できたらなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、どうぞ。

障害福祉課長：最後に事務局から、連絡事項をお伝えさせていただきます。

今、高山部会長のほうからもお話がありましたとおり、今回いただいたご意見を踏まえまして、必要な修正等を行いまして、8月下旬に行われます親会であります地域福祉推進協議会で調査票をお示しして、ご意見等を踏まえて10月1日にアンケート調査票のほうをお配りするという予定で進めてまいります。

第3回の障害者部会は、先ほどお話ししました来年の、恐らく1月下旬頃になるかと思えますが、調査結果のご報告を行いたいと考えております。

最後になりますけれども、本部会の議事録の確認の連絡や、次回の部会の開催通知等につきまして、今後、委員の皆様へのご連絡について、メールでのご連絡が可能な方はメールでご連絡をさせていただければと考えております。

つきましては、机の上にメールアドレスの記入の用紙を置いておりますので、メールでのご連絡をご了承いただける方につきましては、お名前とメールアドレスをご記入いただき、裏返した状態で机に置いたままお帰りいただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

高山部会長：では、よろしいでしょうか。

それでは、2回目の障害者部会、これで終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

以上